



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商

NO.339 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

※ 詳細は後日お知らせしますが、
申し込みを希望の方は民商へ連絡を。

容器回収場所 検診実施日
大腸がん検診のご案内
11月25日(月)、26日(火)

労働保険料 第2期分 納期限
今月が第2期分の納期限となっています。
口座振替の方は、10月31日(木)引落日
です。口座残高のご確認をお願いします。

弁護士 会場 10月の無料法律相談
新潟中央法律事務所 小淵真理子弁護士
※相談受付締め切り 10月1日(金)
☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。

消費税・軽減税率学習会を開催 「面倒でややこしい。とても複雑だ」「増税で何も良いことない。先が不安だ」

1日、昼の部と夜の部の2回で学習会を開催、8名が参加しました。

経理や記帳はどうなるか、消費税申告はどうなるか、インボイス制度(適格請求書)について、青木県連事務局長は「今回の増税は複数税率の導入で全く質が違う。4年後からはインボイス制度も決まっている」と商工新聞などの資料で話を進めていました。

建設業・小売業・飲食業の参加者からは「増税で私たちの年代は何も良いことはない」「店のレジは変えていない」「ポイント還元って?」「年金も下がる。景気も下がる。これから先はどうなるのか。買い物も行きなくなる」「いつも現金で買い物するからスマホ決済で何か得になるの?」「キャッシュレスで買うと買った実感がない」「消費税が上がれば上がるほど業者



にとって厳しい」「食料品は税込みで売っている。ほとんど今までと変わらない。10%の売上はほんの少しだからレジはまだそのままにしている」「仕入れが上がるから飲食の値上げはした」「8%と10%の区別が曖昧でややこしい。細かい事例集はあるのか」「前はお客様にサービスしていたが10%となるとサービスどころでない」「免税業者でも8%と10%に分けた請求書と領収書が必要なのか」「今度の消費税



申告が大変だ。運送代も高い。売上となる品物を送るにも規制が厳しいから一度に多くは送れない」「所得税も法人税も税金を取らなければいけないところから全然取っていない」と様々な質問、不安や怒りの声が相次ぎました。

最後に「消費税増税は景気を悪くする。そのためにも景気対策は消費税を引き下げること、インボイス制度廃止の運動を大きく広げていきましょう」と話しました。

